

事務連絡
平成24年3月21日

都道府県
各指定都市 障害保健福祉主管課担当者様
中核市

厚生労働省社会・援護局
障害保健福祉部障害福祉課

特別支援学校高等部卒業等にかかる就労継続支援B型
の利用の取り扱い等について

就労継続支援B型の利用対象者については、原則として、就労移行支援事業等の利用により、本人の能力・適性についてアセスメントを経た上で「就労継続支援B型の利用が適当と判断された者」が同事業を利用することができることとしているところですが、地域に就労移行支援事業所等が少なく、利用することが困難であると市町村が判断した場合には、平成24年3月31日までの経過措置として、就労移行支援事業を経ずに直接就労継続支援B型の利用を認める扱いとしてきたところです。

本経過措置の取扱いについては、「障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う留意事項について（平成18年10月31日障発第1031001号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）」の改正によりお示しをすることになりますが、昨年実施したアンケートで就労移行支援事業によるアセスメントの体制が未だ十分ではないことが明らかとなったこと等を踏まえ、**当該経過措置を1年間延長する**方向とすることといたしましたので、予めお知らせいたします。

なお、平成25年度以降の方向性については、来年度実施する障害者就業・生活支援センター事業におけるモデル事業の実施状況や「地域の就労支援の在り方に関する研究会（別添参照）」における議論等を踏まえ、さらに検討していくこととしておりますので申し添えます。

その際、2月20日に開催した全国主管課長会議でもお示しましたとおり、就労移行支援事業によるアセスメントを経たうえで就労継続支援B型の利用を認めるという方向性を変更することは考えておりません。

担当：厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部
障害福祉課長補佐 関口
TEL 03-5253-1111（内線 3042）
FAX 03-3595-2528

地域の就労支援の在り方に関する研究会

1. 趣旨

近年、障害者雇用者数は着実に進展している一方、雇用率は未だ法定雇用率（18%）に届いておらず、特に、中小企業の取り組みが遅れていることから、中小企業に対する地域の就労支援機関による支援の強化、充実が求められている。

また、福祉施設などから一般雇用への移行についても、今後ともその取り組みを一層加速させる必要があり、地域における福祉施設等や教育機関、労働関係機関が連携した支援体制の整備が求められている。

さらに、「重点施策実施5か年計画」（平成19年12月25日障害者施策推進本部決定）においては、地域の就労支援機関について各種の施策目標を設定し、その達成に努めてきたところであるが、平成24年度末に当該計画の終期を迎えることから、これらの進捗状況や上記の課題も踏まえつつ、地域の就労支援機関のそれぞれの役割や連携の在り方などについて、今後、障害者の雇用・就労を一層促進する観点から検討を行う。

2. 主な検討事項

- (1) 重点施策実施5か年計画の進捗状況等について
- (2) 地域の就労支援機関の今後の役割と連携等の在り方について
- (3) その他

3. 参集者（五十音順、敬称略。◎＝座長）

小川 浩	大妻女子大学人間関係学部人間福祉学科教授	菊池 恵美子	帝京平成大学健康メデイカル学部作業療法学科教授
栗原 敏郎	株式会社大協製作所代表取締役社長	近藤 正臣	全国社会就労センター協議会会長
崎濱 秀政	NPO法人全国就業支援ネットワーク代表理事	長野 敏宏	NPO法人ハートハートなんぐん市場理事
西村 浩二	広島県発達障害者支援センター長	土師 修司	NPO法人障害者雇用部会理事
原 智彦	東京都立青峰学園進路指導・生活指導担当主幹教諭	光三	株式会社かんてんエルハート代表取締役
◎ 松島 信雄	神奈川県立保健福祉大学保健福祉学部教授	望月 香瀬	(独)高齢・障害・求職者雇用支援機構 職業リハビリテーション部指導課長

4. 進め方（案）

- 平成23年11月 現状等、今後の進め方、フリーディスカッション
- 平成23年12月～平成24年2月 関係者からのヒアリング、意見交換
- 平成24年3月～5月 論点整理
- 平成24年6月～7月 取りまとめ